

税務訴訟資料 第263号-8 (順号12132)

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成25年1月22日棄却・不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年7月11日判決、本資料261号-118・順号11708)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年7月5日判決、本資料262号-138・順号11988)

決 定

| | |
|-----------|--------|
| 上告人兼申立人 | 甲 |
| 被上告人兼相手方 | 株式会社A |
| 同代表者代表取締役 | 乙 |
| 被上告人兼相手方 | 国 |
| 同代表者法務大臣 | 谷垣 禎一 |
| 同指定代理人 | 森下 麻友美 |
| 被上告人兼相手方 | 東京都 |
| 同代表者知事 | 猪瀬 直樹 |

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成25年1月22日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 大谷 剛彦

裁判官 田原 睦夫

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 寺田 逸郎

裁判官 大橋 正春

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。